

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展に加え、加速する人口減少社会に向けた対応が我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている中、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は、重要性を増しています。

このような状況において、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について、地域住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められており、活動範囲の広がりに伴い、近年では議員の専門化も進んでいます。

一方、今日では、全産業の就業者の約9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。

その様な状況において、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができます。

また、そうした環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に向けて、大きく寄与することが考えられます。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日